

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」等を踏まえた 狂犬病予防法上の事務の見直しについて

1. 見直しの趣旨

- 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。）上の犬の登録に関する手続や取扱い等については、法第 4 条に定めるもののほか、犬の登録に関して必要な事項として、狂犬病予防法施行令（昭和 28 年政令第 236 号。以下「令」という。）等において規定されている。
- 今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年 12 月 23 日閣議決定）及びそれを受けて実施した専門家のヒアリング、自治体へのアンケートなどを踏まえ、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が行う犬の登録に関する手続のうち、以下 2 点の対応を行うため、令の一部を改正することとする。
 - ① 転居先や生死が不明な場合など、一定の要件を満たす場合に市町村長の職権による登録削除を可能とすること
 - ② 犬の所在地が国外に変更される場合に変更前の所在地の市町村長への届出を義務化すること

【参考】「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年 12 月 23 日閣議決定）

(18) 狂犬病予防法（昭 25 法 247）

市町村長（特別区の長を含む。以下この事項において同じ。）が行う犬の登録（4 条 2 項）については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録削除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手続について検討し、令和 2 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 見直しの概要

- ① 市町村長の職権による犬の登録の削除について
法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により登録を受けた犬について、転居先や生死が不明な場合などやむを得ないと認められる場合には、市町村長の職権により犬の登録を削除できることとし、適正に登録原簿を管理できるようにする。
- ② 犬の所在地を国外に変更する場合の届出義務について
犬の所在地を国外に変更する場合には、変更前の所在地の市町村長に犬の所有者が事前に届け出なければならないこととし、市町村長による管内の犬の登録に関する情報・状況のより正確な把握、そうした情報を基にした適切な措置の実施に繋げられるようにする。

【参照条文】

○狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）

（登録）

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。
- 5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

○狂犬病予防法施行令（昭和 28 年政令第 236 号）

（登録の消除）

第二条 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬が死亡した旨の届出があつたときは、その犬の登録を消除しなければならない。

（登録の変更等）

第二条の二 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更した旨の届出又は同条第五項の規定による犬の所有者の変更があつた旨の届出があつたときは、当該登録を変更しなければならない。

- 2 市町村長は、法第四条第四項の規定による犬の所在地を変更した旨の届出（当該市町村長の管轄する区域以外の区域から当該市町村長の管轄する区域内に犬の所在地を変更した旨の届出に限る。）があつたときは、犬の所有者に、犬の旧所在地を管轄する市町村長が交付した鑑札と引換えに鑑札を交付するとともに、犬の旧所在地を管轄する市町村長に犬の新所在地を通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知をした市町村長に、その犬の原簿を送付しなければならない。